

富田林市指定管理者選定委員会 評価報告書

令和6年9月10日

富田林市指定管理者選定委員会

はじめに

富田林市指定管理者選定委員会において、指定期間の1年目である下表3施設の令和5年度指定管理業務について、委員会評価を実施しましたので、その結果を報告いたします。

本委員会の評価結果が適切に活用され、更なる市民サービスの向上と各指定管理者による公の施設の管理運営が、より一層効果的に行われることを期待します。

●評価対象施設(指定期間の1年目)

施設名	施設所管課	指定管理者
観光交流施設きらめきファクトリー	商工観光課	富田林商工会
富田林寺内町4施設	文化財課	株式会社ビケンテクノ
富田林市民プール	生涯学習課	株式会社オーエンス

1 評価の目的

指定管理者による施設の管理運営状況等について、客観的かつ多角的な視点から評価を行い、課題や改善点等を検証することにより、指定管理者制度の円滑な運用、並びに施設のより良い管理運営と市民サービスの向上を図ることを目的としています。

2 評価の実施方法

評価サイクルは下表の通りであり、今年度は指定期間が5年間の施設の1年目評価を行いました。委員会での評価実施にあたっては、指定管理者による業務総括報告、所管課による、自己評価並びに担当課評価を基にした評価説明及び質疑応答を経て、各委員が、「指定管理者業務評価シート」の評価項目毎に1～10の10段階(10が最良)による採点評価を行いました。

●評価実施時期

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
指定期間	5年間	—	○	△	○	△	△
	4年間	—	○	△	△	△	
	3年間	—	○	△	△		

※△は自己評価及び担当課評価、○は自己評価、担当課評価及び委員会評価

●評価一覧

	評価実施者	評価	評価項目
自己評価	指定管理者	a～d評価	※23～25評価項目
担当課評価	施設所管課	a～d評価	※23～25評価項目
総合評価 (委員会評価)	富田林市指定管理者 選定委員会	100点評価	評価項目毎に委員の平均 点を算出し、合計得点を百 分率で換算

※施設の特性等に応じて、評価対象外の項目が存在する為、評価対象数が前後します。

●評価項目

指定管理者業務評価シート(資料)を参照。

3 評価基準

設定した評価項目ごとに1～10の10段階(10が最良)で評価し、以下の式をもって総合評価点数を算出します。なお、実施内容が、提案基準を満たしていると判断した場合の点数について、10段階の7と採点することと決しました。

$$\text{各項目の得点の合計} \div (\text{委員会評価項目数} \times \text{各項目の配点}) \times 100 = \text{総合評価点数}$$

4 評価日程

日 時 ・ 場 所	内 容
令和6年7月31日（庁議室） 14時～17時40分	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(議事録)の公開・非公開について ・令和5年度指定管理業務評価について ①観光交流施設きらめきファクトリー ②富田林寺内町4施設 ③富田林市民プール

※審議会等の会議は公開を原則としていますが、本審議内容については、富田林市情報公開条例第6条第1項第2号に規定される情報を取り扱うことともに、委員の忌憚のない意見交換等をしていただくため、今年度の会議は非公開、議事概要は公開とすることを、委員会において決定しました。

5 評価体制(委員)

区分	氏 名	所 属 等	備考
外部 委員	久 隆浩 委員	学識経験者（大学教授）	委員長
	北川 和郎 委員	学識経験者（弁護士）	
	阪口 寿子 委員	学識経験者（本市観光ビジョン策定委員・元大阪観光局 マーケティング事業部 部長）	
	上山 弘和 委員	学識経験者（税理士）	
	野村 恭子 委員	学識経験者（民生委員・主任児童委員）	
内部 委員	松田 貴仁 委員	副市長	
	谷口 勝久 委員	副市長	
	植野 均 委員	教育長	
	音羽 伸彦 委員	市長公室長	
	矢野 恵一 委員	総務部長	

6 評価結果

下表に示す総合評価点数は、評価項目ごとの採点の結果として得られる数値です。点数の目安としては、業務仕様や指定管理者の提案内容が満たされた問題の無い管理運営がなされた場合に概ね70点となります。

施設名	施設所管課	指定管理者
総合評価 (評価委員数)	委員会講評	
①観光交流施設きらめきファクトリー	商工観光課	富田林商工会
74. 2点 (10名)	<p>市全体の観光交流施設としての視点を持ちながら、特産品や富田林でしか体験できないコンテンツの開発・磨き上げ・情報発信に取り組まれない。また、商売やものづくり自体を市の観光資源としてPRする仕組みづくりとともに、効果測定を行うことで、より効果的・効率的に実施できるものと期待する。</p> <p>人材育成の観点では、観光プロモーションなど専門性の高い取組の視察などを研修の一環として取り入れることや、情報セキュリティ強化のため、実際に職員が適正な対策を実行できるかチェックするなど実効性のある危機管理体制の構築に取り組まれない。</p>	
②富田林寺内町4施設	文化財課	株式会社ピケンテクノ
65. 5点 (10名)	<p>寺内町そのものが重要伝統的建造物群保存地区という文化財であり、その街並みを守っていくための拠点となる施設を管理運営していることを十分に認識し、より一層地域との連携を図りながら指定管理業務に取り組まれない。また、旧杉山家住宅の建物を保存活用するだけでなく、ソフト事業については、学芸員を活用しながら文化財としての旧杉山家住宅、並びに文人としての石上露子等について理解を深め、より効果的な施設の活用や展示等の見せ方など事業実施について工夫されたい。</p> <p>また、実施計画通りに予算執行されていない経費については、内容を十分に検証し、令和6年度以降に剰余金の一部を繰越すなど検討した上で、既存イベントの充実や新規事業などに活用されるよう要望する。</p>	
③富田林市民プール	生涯学習課	株式会社オーエンス
78. 6点 (10名)	<p>評価の判断については、「評価の目安」を順守し、施設所管課と指定管理者の間で判断根拠に対する認識の共有を図られたい。利用実績については、市の要求水準を超えており、集客には厳しい立地条件などある中で、利用者増加とともに乳幼児や子どもが安心して遊べる工夫がされていることは評価でき、利用者に合わせた創意工夫がなされた取組や、当施設ならではの強みを活かすことを今後も継続されたい。</p> <p>また、来場者数の推移について、他市との比較を踏まえた数値を実績報告いただければ、より当施設の運営実績が把握できるものとする。</p>	

7 全施設に共通する意見

指定管理者業務評価に際し、全施設に共通する意見について、下記の通りとりまとめましたので、今後の参考にさせていただきたい。

記

一. 指定管理業務の評価の運用について(認識の共有)

評価基準の考え方について、指定管理者と施設所管課との認識の相違がみられることから、施設ごとの「評価の目安」を順守し、評価の判断根拠について情報共有を行ったうえで、認識の共有を図られたい。

二. 施設の特性・強みを活かした取組と効果測定について

指定管理業務を行うにあたり、通常管理業務だけでなく、施設ごとの特性・強みに対して理解を深めるとともに、「この施設ならではの」体験ができることなどの情報発信を効果的に行い、また、取組を行ったことによる効果測定ができる仕組みづくりに努められたい。

三. 職員の情報セキュリティ対策について

個人情報保護の観点から、セキュリティ研修を実施するだけでなく、そこで学んだセキュリティ対策を実行できる体制の整備に努められたい。

以上